

入札説明書

高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置の購入に係る入札公告（平成25年6月28日付け京都府公報。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日
平成25年6月28日
- 2 契約担当者
京都府知事 山田啓二
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部医療課
電話番号 (075)414-4751
 - (2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075)414-5429
FAX番号 (075)414-5450
- 4 入札に関する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置 一式
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成25年9月30日(月)
 - (4) 納入場所
京都府立洛南病院
宇治市五ヶ庄広岡谷2
- 5 入札説明書及び仕様書の入手方法
 - (1) 公告に示す交付期間に、原則として京都府物品電子調達システム（以下「物品電子調達システム」という。）の入札・公募見積案件情報からダウンロードすること。
 - (2) 窓口配布を希望する場合は、公告に示す交付期間に、3の(1)に掲げる場所に問い合わせの上、入手すること。
- 6 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 7 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成25年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成25年京都府告示第38号。以下「競争入札参加資格等を定める告示」という。）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「医療用機械器具」に登録され、役員等調書を提出しているものであること。
 - (2) 9の(1)のイで定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を得ている者であること。
- (4) 納期限までに、確実に納入することができるものと認められる者で、当該購入物品の納入後6年間以上部品供給することができ、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制が整備されているものであること。

8 入札に参加する者に必要な資格の確認手続

入札に参加を希望する者で、7の(1)に定める競争入札参加者の資格を有しない者は、競争入札参加資格等を定める告示に基づき、競争入札参加者の資格の確認手続に必要な書類を提出し、確認を受けなければならない。

- (1) 提出場所
3の(2)に掲げる場所
- (2) 提出期限
平成25年7月12日(金) 午後5時15分
- (3) 資格審査結果の通知
競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (4) 資格の有効期間等
(3)の通知をした日の翌日から平成26年3月31日までとする。
- (5) その他
確認書類の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、8に掲げる手続を行うとともに、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料並びに入札機種についての仕様書との適合の確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格及び入札機種についての仕様書との適合の確認を受けなければならない。

なお、本案件は、原則として物品電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。

物品電子調達システムによりがたい者は、紙書類により提出することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 確認申請書
 - ア 提出方法
 - (7) 物品電子調達システムにより入札に参加する者は、物品電子調達システムにより確認申請書を提出すること。
 - (4) 紙書類により入札に参加する者は、3の(2)に掲げる場所に確認申請書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - イ 受付期間
平成25年7月1日(月)から平成25年7月22日(月)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 確認資料
 - ア 提出方法
 - 次に掲げる確認資料について、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により3の(2)に掲げる場所に提出すること。
なお、物品電子調達システムにより入札に参加する者についても、確認資料については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、確認資料は、日本語で記載されたものとする。
 - (7) 薬事法に基づく高度管理医療機器等販売業許可証の「写し」
 - (4) 納入後6年間以上の部品供給が可能であることを証明できるもの（部品供給証明書：様式1）
 - (7) 保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応できる体制が整備されていることを証明できるもの（アフターサービス等体制表：様式は任意）
 - (4) 入札機種が仕様書と適合していることを確認できるもの（様式は任意）
 - イ 受付期間
(1)のイに同じ。

- (3) 入札参加資格の確認通知
入札参加資格及び入札機種についての仕様書との適合の確認結果については、平成25年8月1日(木)までに通知する。
- (4) その他
確認資料等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

10 質問の受付・回答

仕様書に関する質問については、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問方法
 - ア 物品電子調達システムにより入札に参加する者は、物品電子調達システムにより質問書を提出すること。
 - イ 紙書類により入札に参加する者は、FAXにより3の(2)に掲げる場所に質問書を提出すること。
なお、様式は任意とするが、次の点に留意して記載すること。
 - (7) 件名は「高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置に関する質問」とすること。
 - (4) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びFAX番号を記載すること。
 - (5) 質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。
- (2) 受付期限
平成25年7月22日(月) 午後5時15分
- (3) 回答
平成25年8月2日(金)までに物品電子調達システムにより回答する。

11 入札手続等

- (1) 入札の方法
 - ア 物品電子調達システムにより入札に参加する者は、物品電子調達システムにより(2)のイに掲げる期限までに入札書を提出すること。
 - イ 紙書類により入札に参加する者は、3の(2)に掲げる場所に持参又は郵送(書留に限る。)により(2)のイに掲げる期限までに入札書を提出すること。
 - ウ 入札辞退等により入札者が1名であっても、原則として入札を執行する。
 - エ 入札回数は、2回までとする。
 - オ 地震災害等が発生した場合及び無効な入札又は失格者が発生した場合において、公正かつ適法な入札執行のために物品電子調達システムによらず入札執行を継続する必要があると認めるときは、適宜の方法で入札参加者に通知の上、物品電子調達システムによらず入札執行を継続することができる。
- (2) 入札書の提出期限
 - ア 物品電子調達システムにより入札に参加する場合
平成25年8月9日(金) 午前10時
 - イ 紙書類により入札に参加する場合
平成25年8月8日(木) 午後5時
- (3) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
また、入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為が行われた場合又はその疑いがある場合は、落札決定を保留し、又は取り消すことがある。
- (5) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札書に記載する金額
入札金額は、「高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置一式」の金額(仕様書に記載の関連経費を含む。)を記入することとし、入札金額には、輸送費・環境設定

費用等の納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

(8) 紙書類による入札の場合

ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（以下「氏名」という。）、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておくこと。

イ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名を記載するとともに、「高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

ウ 入札書は二重封筒とし、表封筒にも「高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置 入札書在中」と記載するとともに、封印等の処理をし、京都府総務部入札課長あての親展とすること。

(9) 開札

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。

ア 開札日時

平成25年8月9日(金) 午前10時

イ 開札場所

京都府総務部入札課入札室

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 6に掲げる者の入札

イ 7に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

ウ 9に掲げる入札参加資格の確認を受けていない者の入札

エ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札

オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 物品電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の入札

キ その他物品電子調達システムの使用に当たり、不正の目的を持ってID又はパスワードを使用した者の入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

ケ 9に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

コ 9に掲げる確認がされた入札機種と異なる機種により入札をした者の入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、物品電子調達システムによるくじにより、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 入札保証金
免除する。
- 14 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。
- 16 契約書作成の要否
要する。
- 17 契約の解除及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 18 その他
 - (1) 1から17に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。
 - (3) 公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

様式 1

部 品 供 給 証 明 書

平成 年 月 日

(申 請 者)
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名

印

下記入札に当たり、入札説明書 7 の (4) に定める当該購入物品の納入後の部品供給については、6 年間以上の対応が可能であることを証明します。

記

- 1 入札公告日
平成 2 5 年 6 月 2 8 日
- 2 購入物品の名称及び数量
高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置 一式